

津 幡 町 保 育 施 設 等 利 用 調 整 基 準 表

※この基準表は令和9年4月入園児童から適用されます。

1. 基本指数

令和8年8月1日

区分	事 由	細 分	基本指数	基本指数	
			父	母	
①	就 労	月160時間以上	20	20	
		月140時間以上160時間未満	18	18	
		月120時間以上140時間未満	16	16	
		月100時間以上120時間未満	14	14	
		月80時間以上100時間未満	12	12	
		月48時間以上80時間未満	10	10	
		内職を行うとき（月48時間以上）	8	8	
②	妊娠・出産	産前8週間前(多胎児の場合は14週間前)の月初日から産後8週間後の月末まで		20	
③	疾病・障害 ※「状況」と「障害の程度手帳 の種類」の合計	状 況	常時病臥、入院	15	15
			通院通所(月1回以上)	7	7
			自宅療養、その他	5	5
		障害の程度 手帳の種類	身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳A	15	15
			身体障害者手帳(3級)、精神障害者保健福祉手帳(2級)、療育手帳BⅠ	12	12
			身体障害者手帳(4級)、精神障害者保健福祉手帳(3級)、療育手帳BⅡ	8	8
	手帳なし、その他	5	5		
④	同居親族の介護・看護 ※「状況」と「認定等の種類」 の合計	状 況	常時臨床、入院の付添(週3日以上)	10	10
			通院等の付添(週3日以上)	7	7
			上記以外	5	5
		認定等の種類	要介護3～5	12	12
			要介護2	8	8
			要介護1	6	6
			要支援、その他	5	5
			認定等がない	5	5
⑤	災害の復旧	家屋損傷・その他災害(復旧期間に限る)	20	20	
⑥	求職活動	起業準備を含む	4	4	
⑦	就 学	月120時間以上	12	12	
		月120時間未満	8	8	
⑧	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など	20	20	
⑨	その他本町が認める事由				

2. 調整指数

区分	類 型	状 況	調整指数
①	ひとり親世帯	ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、拘禁中等)	+25
②	生活保護世帯	就労による自立支援に繋がる場合等	+5
③	社会的養護	上記事由⑧のうち、緊急に施設の利用が必要となる場合	+40
④	子の障害	利用希望児童が障害を有する場合	+8
⑤	きょうだい ※当てはまるものの中から 一番点数が高いものを加算	就学前の多胎児がいる世帯の場合	+7
		兄弟姉妹が入園しているこども園等に、入園を希望する場合	+14
		きょうだいで同時に新規に入園申込みをする場合	+4
		18歳未満の子が3人以上いる世帯の場合	+4
⑥	保育料等未納	保育料等の未納が3か月分以上あり、且つ納付誓約等を履行しない世帯	△20
⑦	継続入所(転園)	令和9年度に4歳児・5歳児であり、職場の託児所や認可外保育施設を利用している児童または津幡町が継続して保育を実施している施設に既に在園している児童について、小学校区内の施設への入園を希望する場合	+4
		地域型保育事業の卒園児童が連携施設への入園を希望する場合(住吉こども園のみ)	+200
⑧	その他 ※当てはまるもの すべてを加算	父母ともに休日就労で休日保育を利用する場合(のせ・住吉・ちいろばこども園のみ)	+3
		父母のいずれかが単身赴任している場合	+5
		保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する場合	+8

3. 基本指数と調整指数の合計が同点の場合(下記の世帯状況から総合的に判断して、優先世帯を決定)

区分	状 況
①	社会的養護
②	ひとり親世帯利用希望
③	きょうだいの在籍状況
④	父又は母の基本指数のうち、いずれか低い点数を比較
⑤	就労状況(就労時間、就労先の決定状況等)
⑥	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する場合
⑦	施設の希望順位
⑧	利用希望施設が小学校区(居住地)にある場合